

提案事業者提出資料一式

1. 単体企業、特定JVの代表者を含む構成員全員は、参加申込み時に以下書類を提出すること。ただし単体企業は(p)の書類、特定JVの代表者を除く構成員は(a)(d)(g)(p)の書類は除く。

	提出書類	提出者		
		単体企業	特定JV	
			(代表者)	(構成員)
ダウンロードできるもの	a 事業提案競技参加申込書	●	●	—
	b 使用印鑑届※1	●	●	●
	c 委任状※1	●	●	●
	d 配置予定監理技術者資格等調書※1	●	●	—
	e 社会保険等に関する誓約書※1	●	●	●
	f 大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書※1	●	●	●
	g 施工実績調書	●	●	—
ご準備いただくもの	h 印鑑証明書（原本）※2	●	●	●
	i 建設業許可証明書の写し※2	●	●	●
	j 経営規模等評価結果通知書/総合評定値通知書（経営事項審査）※2	●	●	●
	k 会社定款の写し	●	●	●
	l 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の原本※2	●	●	●
	m 会社案内、事業経歴書等の概要	●	●	●
	n 最近3ヶ年の営業報告書	●	●	●
o 配置予定監理技術者の資格証等の写し（一級建築士等の資格を証する免許証）及び雇用関係を証する書類（資格者本人の健康保険証等の写し）等の必要書類（詳細は、様式-d 参照）				
ダウンロードできるもの	p 特定建設工事共同企業体協定書(共同施工方式)※3	—	●	—

※1 大阪市住宅供給公社の入札時に使用している書式であり、一部入札等の表現があるが、入札等の文言は事業提案競技等に読み替える。

※2 事業提案競技参加申込書の提出期限日を基準に3か月以内のものを提出すること。

※3 構成員を含む全員が記名、押印した書類を提出すること。

2. 設計を担当する単体企業での設計部門、特定JVの構成員、並びに特定JVの構成員とならない設計企業・担当者は、1の書類((a)(d)(e)(g)(i)(j)(p)を除く)と以下書類を提出すること。

		提出書類
できるもの ダウンロード	q-1 (設計企業単体用)	設計担当者届出書
	q-2 (設計企業共同体用)	
	r	設計実績調書
ご準備いただくもの	s	建築士事務所登録通知書の写し
	t	配置予定管理技術者の資格証等の写し(一級建築士の資格を証する免許証)及び雇用関係を証する書類(資格者本人の健康保険証等の写し)(詳細は、様式-q-1, q-2 参照)

3. 提出期限・方法

①関係資料等の閲覧申込み

令和6年10月18日(金)(17:00必着)までに事務局宛にメールにて提出すること。申込者には、取得方法を別途通知する。

②参加申し込み

本提案競技への参加を希望する者は、令和6年10月4日(金)～令和6年10月18日(金)(17:00必着)までに、「事業提案競技参加申込書」(様式a)と関係書類を事務局宛に郵送により提出すること。持参による提出は受け付けない。特定JVで提案する場合は、代表者が提出すること。なお、定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は不参加とみなす。

③事業提案書等の提出

事業提案書等は、令和6年12月13日(金)(17:00必着)までに事務局宛に提出すること。提出書類(詳細は、募集要項Ⅶによる。)は郵送により提出すること。なお、持参による提出は受け付けない。特定JVで提案する場合は、代表者が提出すること。定められた期限までに事業提案書等の提出がない場合、辞退とみなす。

4. 提出場所

大阪市北区天神橋6丁目4番20号 住まい情報センター6階
大阪市住宅供給公社 企画部 企画事業課
(仮称)北八幡屋住宅建設事業提案競技事務局 宛

事業提案競技参加申込書

令和 年 月 日

大阪市住宅供給公社
理事長 様

所在地 _____

申請者 商号又は名称 _____

代表者役職氏名 _____ 印

次の業務委託にかかる事業提案競技に参加したいので、資料を添えて提出します。
資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 競技名称 (仮称) 北八幡屋住宅建設事業提案競技
 - 2 事業提案競技参加資格審査資料(提出資料の横()内に○印を記入してください。)
- ① 単体企業、特定JVの代表者を含む構成員全員は、以下書類を提出すること。ただし単体企業は(p)の書類、特定JVの代表者を除く構成員は(a)(d)(g)(p)の書類は除く。
- () a. 事業提案競技参加申込書
 - () b. 使用印鑑届
 - () c. 委任状
 - () d. 配置予定監理技術者資格等調書
 - () e. 社会保険に関する誓約書
 - () f. 大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書
 - () g. 施工実績調書
 - () h. 印鑑証明書(原本)
 - () i. 建設業許可証明書の写し
 - () j. 経営規模等評価結果通知書/総合評定値通知書(経営事項審査)
 - () k. 会社定款の写し
 - () l. 法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の原本
 - () m. 会社案内、事業経歴書等の概要
 - () n. 最近3ヶ年の営業報告書
 - () o. 配置予定監理技術者の資格証等の写し(一級建築士等の資格を証する免許証)及び雇用関係を証する書類(資格者本人の健康保険証等の写し)等の必要書類(詳細は、様式-d参照)
 - () p. 特定建設工事共同企業体協定書(共同施工方式)
(構成員を含む全員が記名、押印した書類を提出すること)

② 設計を担当する単体企業での設計部門、特定JVの構成員、並びに特定JVの構成員とならない設計企業・担当者は、①の書類((a)(d)(e)(g)(i)(j)(p)を除く)と以下書類を提出すること。

- () q-1. 設計担当者届出書(設計企業単体用)
- () q-2. 設計担当者届出書(設計企業共同体用)
- () r. 設計実績調書
- () s. 建築士事務所登録通知書の写し
- () t. 配置予定管理技術者の資格証等の写し(一級建築士の資格を証する免許証)及び雇用関係を証する書類(資格者本人の健康保険証等の写し)(詳細は、様式-q-1, q-2 参照)

3 連絡先	担当者所属	_____
	担当者氏名	_____
	電話	() _____
	FAX	() _____
	メール	_____

使用印鑑届

使用
印鑑
届

			令和 年 月 日
使用印	商号または 名称		法務局・市区町村長の 証明した代表者・本人 の印鑑（実印）
	代表者役職 氏名		
	受任者 (役職氏名)		

上記の印鑑は、入札参加資格の登録、入札、見積もり、契約の締結等、代金の請求・受領に使用します。

※使用印鑑については、本店登録の場合は代表者の役職名又は氏名、支店登録の場合は、受任者の役職名又は氏名が表示されたものに限ります。（ただし実印であっても、役職名又は氏名が表示されていないものは使用印鑑とすることはできません。この場合は別の使用印鑑を登録してください。又、社名や部署名のみ印鑑も使用印鑑とすることはできません。なお、ゴム印は不可とします。）

※ 提出された使用印鑑届及び印鑑証明書につきましては、上記業務等に係る目的のため、公社HP（<http://www.osaka-jk.or.jp/>）に掲載の「個人情報の取扱いについて」に基づき、正当な事業範囲内で利用いたします。

※ 3事業年度取引が発生しなかった場合は、使用印鑑届及び印鑑証明書を廃棄し登録を抹消します。

委任状

令和 年 月 日

大阪市住宅供給公社 理事長 様

(委任者) 本店 (主たる営業所)

所在地 _____
商号 又は名称 _____
代表者役職氏名 _____

実印

下記の者を代理人と定め、貴社における契約について次のとおり権限を委任します。

記

(受任者) 支店又は営業所

所在地 _____
名称 _____
役職・氏名 _____

使用印

(委任事項)

1. 入札及び見積もりについて
2. 契約の締結、変更及び解除について
3. 代金及び保証金の請求並びに受領について
4. 復代理人の選任及び解任について
5. 契約の履行に関する保証契約の締結について

配置予定監理技術者資格等調書

商号又は名称 _____ 印

競技名称	(仮称)北八幡屋住宅建設事業提案競技
------	--------------------

当該工事に配置予定の監理技術者は、下表のとおりです。

ふりがな		生年 月日	昭・平 年 月 日生
技術者氏名			
現在配置中工事	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (当該工事に専任配置の場合は、裏面に定める日までに配置を終えていること)		
兼任する工事名	(特例監理技術者として配属する場合に記載)		
過去の工事実績	工事名称	延べ床	戸数 竣工年
予定従事役職	法令による資格・免許等 (当該工事に求められる資格を記載すること)		
<input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 特例監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 上記について 専任配置 該当する項目に <input checked="" type="checkbox"/> すること。	監理技術者資格者証	監理技術者講習受講日	
	【交付番号： _____】	平成・令和 年 月 日修了	
	国家資格の名称		
	<input type="checkbox"/> 1級建築士 【資格番号： _____】 <input type="checkbox"/> 1級建築施工管理施工管理 【資格番号： _____】 <input type="checkbox"/> その他 (_____)		
	<input type="checkbox"/> (_____)年以上の実務経験 (建設業法第7条第2号(イ・ロ・ハ該当)) ※実務経験による主任技術者を配置する場合は、別紙の「主任技術者経歴書」を提出すること		
経營業務の管理責任者の氏名 (建設業法第7条第1号)			
営業所における専任の技術者の氏名 (建設業法第7条2号、第15条第2号)			

◆提出にあたっては、裏面の注意事項を確認すること。

◆次に掲げる資料を添付すること。

- 建設業許可の申請・変更等の届出時に提出している経營業務の管理責任者証明書及び専任技術者証明書もしくは専任技術者一覧表の副本の写し
- 配置予定技術者調書に記載する国家資格等を証するものの写し
- 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証(表・裏)の写し
- 実務経験による主任技術者を配置する場合は、主任技術者経歴書
- 所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類* (監理技術者資格者証、健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額通知書・変更通知書のいずれか)の写し(代表者を配置予定技術者とする場合を除く。)

※提出するにあたっては、次のとおりマスキングを実施すること。

書類	マスキング項目
健康保険被保険者証	・保険者番号 ・被保険者等記号・番号
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	・被保険者整理番号 ・基礎年金番号
住民税特別徴収税額通知書・変更通知書	・複数名の記載がある場合は、配置予定技術者以外の者の記載

なお、QRコードの記載があり、そのQRコードを読み取ると保険者番号等がわかるものについては、QRコードにもマスキングを実施すること。

※裏面の注意事項を必ず御一読ください。

配置予定技術者調書提出に関する注意事項

- 1 特例監理技術者について、監理技術者補佐を専任で置いた場合は兼任できるものとする。
ただし、兼任できる工事現場は、公社発注工事（市内工事に限る。）で2件とする。
- 2 請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）となる場合は、他工事に従事している者、経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者は、当該工事の専任の技術者として配置できない。
ただし、専任の技術者であっても、工場製作のみで現場が稼動していない期間は専任を要しないものとする。（この場合においては、公告本文の入札参加資格の配置予定技術者欄に「工場製作のみで現場が稼動していない期間は、当該技術者の専任での配置を要しない。」と記載する。）
- 3 一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。）及び公募型指名競争入札に付す場合にあつて、申請日現在（制限付一般競争入札の場合は資格審査資料提出日）で配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者で申請しても差し支えないものとする。ただしその場合は、全ての候補者について公社の求める条件を満たしていることとし、落札決定日までに配置予定技術者を特定しなければならない。
- 4 専任で配置予定の当該技術者は、落札決定日現在で、他の工事に配置していないこと。（上記2のただし書きをのぞく）
- 5 原則として特定した配置技術者の変更は認めない。
ただし、下請契約の請負代金の額が変更になり、主任技術者から監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐へ変更しなければならない場合や、以下に掲げる条件に該当し、やむを得ず変更せざるを得ないと公社が認める場合はこの限りではない。なお、この場合は当初配置技術者に係る全ての条件（直接的かつ恒常的な雇用関係については、当該工事の工期が6月を超える場合に限り、変更の申請日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあることをもって条件を満たすものと認める。）を満たし、かつ配置していた当初配置技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
 - (1) 傷病等により監理技術者等としての職務の遂行ができないと判断された場合
 - (2) 当該監理技術者等が死亡した場合
 - (3) 当該監理技術者等が退職した場合
 - (4) 当該監理技術者等が転勤となった場合
 - (5) 工期が2年以上の長期に渡る工事であつて、1年以上の期間連続して監理技術者等として従事している場合
 - (6) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場から現地へ工事の現場が移行する場合
 - (7) 受注者の責めによらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- 6 上記5ただし書きを除き、配置予定技術者調書に記載されている者を当該工事に配置することができない場合、公社は契約を締結しない又は契約を解除できる。

社会保険等に関する誓約書

令和 年 月 日

大阪市住宅供給公社
理事長 様主たる営業所
(又は支店等)
の所在地

商号又は名称

代 表 者
(又は受任者)
役職・氏名

印

私は、大阪市住宅供給公社が建設工事における建設事業者の社会保険等の加入促進に取り組んでいることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 次の工事を受注するに際して、社会保険等の法令で適用が除外されている保険を除き、事業主として社会保険等について、適法に加入しています。

競 技 名 称	(仮称)北八幡屋住宅建設事業提案競技
---------	--------------------

加入している保険 (該当を <input checked="" type="checkbox"/> チェックしてください。)	法令で適用が除外されている保険がある場合はその理由 (該当を <input checked="" type="checkbox"/> チェックし必要事項の記入をしてください。)
<input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険	<input type="checkbox"/> 従業員規模等による (従業員 人) <input type="checkbox"/> 国民健康保険組合への加入による <input type="checkbox"/> その他 ()

- 2 受注者となったときは、下請負人（一次下請のみならず、全ての次数の下請人も含む。以下同じ）選定の際、社会保険等の法令で適用が除外されている保険を除き、事業主として社会保険等に適法に加入している者としてします。

なお、社会保険等に加入していない者（以下「未加入者」）をやむを得ず下請負人とするときは、施工体制台帳等提出時に大阪市住宅供給公社指定様式において報告します。それに基づき、社会保険等担当機関に大阪市住宅供給公社が通報することも周知します。

さらに、未加入者が建設業許可業者の場合は、当該社会保険等への加入指導など、定められた期間内に適切な措置を取ることを誓約します。

- 3 その他、本件工事にかかる全ての下請負人が労働関係法令に違反しないよう、指導を行います。

- 4 本誓約書の記載事項が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても、異議ありません。

※本書の社会保険等とは、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金をいいます。
※自らが「法令で適用が除外」に該当するかどうかを確認しようとするときは、健康保険及び厚生年金保険については、日本年金機構(年金事務所)に、雇用保険については、厚生労働省(公共職業安定所)に、問い合わせてください。

表 面

令和 年 月 日

大阪市住宅供給公社
理事長 様

所 在 地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

代表者の氏名

生 年 月 日

年 月 日 印 生

受 任 者 名

誓 約 書

私は、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）が、公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、公社工事その他の公社の事務事業（以下「公社工事等」という。）により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公社工事等を受注するに際して、公社契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号及び第5号に掲げる者のいずれにも該当しません。

案件名称： (仮称) 北八幡屋住宅建設事業提案競技

- 2 私は、公社契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号及び第5号に掲げる者の該当の有無を確認するため、公社から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
- 3 私は、この誓約書その他の提出した書面等が、公社及び大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私がこの誓約書1に該当する事業者であると公社及び大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は公社及び大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が公社契約関係暴力団排除措置要綱第2条第8号に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から、この誓約書1に該当する事業者でないことを表明した誓約書を徴し、当該誓約書を公社に提出します
- 6 私が使用する下請負人等が、この誓約書1に該当する事業者であると公社及び大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は公社及び大阪市の調査により判明し、公社から下請契約等の解除又は二次以降の下請負に係る契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱（抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）の趣旨に則り、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）が締結する公社工事等及び売払い等の契約（以下「公社契約」という。）から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (4) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - イ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（ウにおいて「利益の供与」という。）をした者
 - ウ イに定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - オ 事業者で、次に掲げる者（ア）に掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうち暴力団員又はア、イ、ウ、エのいずれかに該当する者
 - (ア) 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - (イ) 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - (ウ) 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - (エ) 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- カ ア、イ、ウ、エ、オのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公社工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者
 - (8) 下請負人等 次に掲げる者をいう。
 - ア 下請負人（公社工事等に係るすべての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）
 - イ 契約相手方又は下請負人と公社工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

施 工 実 績 調 書

大阪市住宅供給公社 理事長様

申請者（商号） _____

工事名称		
発注者		
施工場所		
工期	年 月 ～	年 月
発注形態等	単体 / 特定JV (出資比率 %)	
共同企業体名称		
工事諸元	構造・延床面積	
	住宅戸数	
備考		

施工実績調書の記載について

1. 募集要項Vで示した施工実績について記載すること。
2. 記載した施工実績については、これを証するものとして次の書類を添付すること
ただし、施工実績調書に記載する内容以外の部分は省略できる。
 - (1) 契約書の写し（特定JVの場合は、協定書を含む）
 - (2) 掲示で示した要件を判断できる施工内容が記載された設計図書の写し
（競技参加資格の条件に係る数値はラインマーカ等で図示すること。）

特定建設工事共同企業体協定書 (共同施工方式)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 大阪市住宅供給公社発注「(仮称)北八幡屋住宅建設事業提案競技」に係る
(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。)建設工事の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和_____年_____月_____日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヵ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

	商号 又は 名称	代表者役職 氏 名
1		
2		
3		

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体

が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか_____社は、上記の通り特定建設
 工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書_____通を作
 成のうえ、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持し、1通は大阪市住
 宅供給公社に提出するものとする。

令和 年 月 日

所 在 地

商号 又 は名称

代表者役職氏名

実 印

所 在 地

商号 又 は名称

代表者役職氏名

実 印

所 在 地

商号 又 は名称

代表者役職氏名

実 印

設計担当者届出書

令和 年 月 日

大阪市住宅供給公社 理事長 様

(仮称) 北八幡屋住宅建設事業提案競技において設計担当者として、設計業務に従事いたします。

【代表者】

所在地

フリガナ
商号又は名称フリガナ
代表者・役職氏名

印

【設計企業】

所在地

フリガナ
商号又は名称フリガナ
代表者・役職氏名

印

一級建築士事務所登録番号

配置予定管理技術者氏名

◆次に掲げる資料を添付すること。

- (1) 建築士事務所登録通知書の写し
- (2) 配置予定管理技術者の資格証の写し (一級建築士の資格を証する免許証)
- (3) 所属する設計事務所との直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類 (健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額通知書・変更通知書のいずれか) の写し (代表者を配置予定管理技術者とする場合を除く。)

※提出するにあたっては、次のとおりマスキングを実施すること。

書類	マスキング項目
健康保険被保険者証	・保険者番号 ・被保険者等記号・番号
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	・被保険者整理番号 ・基礎年金番号
住民税特別徴収税額通知書・変更通知書	・複数名の記載がある場合は、配置予定技術者以外の者の記載

なお、QRコードの記載があり、そのQRコードを読み取ると保険者番号等がわかるものについては、QRコードにもマスキングを実施すること。

設計担当者届出書

令和 年 月 日

大阪市住宅供給公社 理事長 様

(仮称) 北八幡屋住宅建設事業提案競技において設計担当者として、設計業務に従事いたします。

【代表者】

所在地

フリガナ
商号又は名称

フリガナ
代表者・役職氏名

印

【設計企業代表者】

所在地

フリガナ
商号又は名称

フリガナ
代表者・役職氏名

印

一級建築士事務所登録番号

配置予定管理技術者氏名

【設計企業構成員】

所在地

フリガナ
商号又は名称

フリガナ
開設者氏名

印

一級建築士事務所登録番号

◆次に掲げる資料を添付すること。

- (1) 建築士事務所登録通知書の写し
- (2) 配置予定管理技術者の資格証の写し（一級建築士の資格を証する免許証）
- (3) 所属する設計事務所との直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類（健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額通知書・変更通知書のいずれか）の写し（代表者を配置予定管理技術者とする場合を除く。）

※提出するにあたっては、次のとおりマスキングを実施すること。

書 類	マスキング項目
健康保険被保険者証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者番号 ・ 被保険者等記号・番号
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者整理番号 ・ 基礎年金番号
住民税特別徴収税額通知書・変更通知書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数名の記載がある場合は、配置予定技術者以外の者の記載

なお、QRコードの記載があり、そのQRコードを読み取ると保険者番号等がわかるものについては、QRコードにもマスキングを実施すること。

設計実績調書

設計企業 _____

建築名称		
発注者		
建築場所		
工期	年 月 ~	年 月
設計期間	年 月 ~	年 月
発注形態等	単体 / 特定 JV / その他	
建築諸元	構造・延床面積	
	住宅戸数	
	配置予定管理技術者の本実績における立場	
備考		

設計実績調書の記載について

- 募集要項Vで示した設計実績について記載すること。
- 記載した設計実績については、これを証するものとして次の書類を添付すること。
ただし、設計実績調書に記載する内容以外の部分は省略できる。
 - 契約書の写し（特定JVの場合は、協定書を含む）
 - 掲示で示した要件を判断できる設計内容が記載された設計図書の写し
（競技参加資格の条件に係る数値はラインマーカー等で図示すること。）
- 複数の企業で設計業務を分担する場合は、代表者の設計実績調書を提出すること。